

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令 署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アゼルバイジ ヤン	貧困農民支援に関する日本国政 府とアゼルバイジャン共和国政 府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を おいた食糧生産の増大に寄 与するために必要な生産物 及び役務の購入	260,000千円 H24. 3.31まで	H23. 3.17 バクーで (同日)	日本側 渡邊修介 アゼルバイジャン大使 アゼルバイジャン側 農業大臣 イヌ ヤト・アバソフ	H23. 4. 1 122号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。